

津波避難計画マニュアル概要

1. 坂井市津波避難計画の目的

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となる。津波避難対策は、「主体的な避難行動の徹底」、「避難行動を促す情報の確実な伝達」、「より安全な避難場所の確保」、「安全に避難するための計画の策定」を着実に進める必要がある。

そこで、津波対策を充実させるため、津波避難対象地域の指定、避難場所及び避難経路の設定、津波情報等の収集・伝達の手順、避難指示（緊急）の発令等の計画を定める。

2. 津波の想定

坂井市津波避難計画における津波の想定は、以下の2つの結果に基づいたものである。

- ・ 福井県が行った「平成23年度福井県津波浸水想定調査」（以下「福井県津波浸水想定調査」）
- ・ 坂井市が行った「坂井市津波ハザードマップ作成業務報告書 平成24年2月」（以下「坂井市津波ハザードマップ作成業務」）

3. 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に避難が必要な避難対象地域は、次の点に留意し指定する。

- ・ 想定津波高、想定津波遡上高を考慮し、「福井県津波浸水想定調査報告書」の「浸水予想区域」および「坂井市津波ハザードマップ作成業務」の「浸水予測区域」を重ね合わせ、津波浸水想定区域とし、原則として行政区の単位により指定する。
- ・ 津波浸水想定区域の外にバッファゾーン（余裕域）を含めて指定する。
- ・ 現在の津波浸水想定区域では、一部地域のみ浸水すると予測されている地域であっても、想定を超える津波が発生する可能性がないとはいえないことから、地域全域を避難対象地域として指定する。
- ・ 九頭竜川流域について、新保・山岸以外の地区は福井県津波浸水想定調査において堤内（住宅側）に越水していないことから、避難対象地域から除く。
- ・ 海拔10m以上または地形から津波による被害が予想されない地区は避難対象地域から除く。

指定した避難対象地域は次表のとおりとする。

地区名	避難対象行政区名
一の部	森町, 岩崎, 玉井, 中元, 大門, 安養寺, 御所垣内, 代官屋敷, 観音
二の部	汐見, 上西, 下西, 東下西, 下緑, 松ケ下, 元新, 上旭, 下旭, 石切場, 上台, 下台, 殿島, 新緑

三の部	平野, 久宝持, 日和山, 桜町, 喜宝, 南末広, 北末広, 下錦, 下新
四の部	橋本, 竪, 上横, 上真砂, 下真砂, 東滝本, 西滝本, 西滝谷, 仲滝谷, 浜滝谷, つつじが丘
雄島	宿, 米ヶ脇, 安島, 崎, 梶, 浜地
新保	新保上町, 新保下町
浜四郷	山岸
テクノ ポート 福井	53事業所

4. 津波一時避難場所等、避難経路の指定・設定

①津波一時避難場所

津波の危険から緊急に避難するための避難場所として、避難対象地域、避難経路等を考慮し、地元住民と協議の上、設定する。

②津波避難ビルの指定

津波避難ビルとは、避難が困難な方や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。また、避難ビル指定にあたっては、鉄筋コンクリート造3階建以上で昭和56年以降に建築された耐震性を有する建築物を原則とする。

③指定避難所

指定避難所は、津波一時避難場所に緊急的に避難した後、専ら避難生活する場所である。本市において避難対象地域の海拔10m以下に該当する指定避難所はないが、今後、当該地域に新たに指定避難所たる施設が整備されたとしても、本計画における指定避難所には指定しない。指定避難所は次表のとおりとする。

地区名		施設名称
三国町	三国	三国南小学校
		三国北小学校
		三国中学校
	雄島	雄島小学校
	新保	三国西小学校
	浜四郷	三国西小学校

④避難経路の設定

避難経路は、避難場所までの経路で、区、自主防災組織等が設定する。住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難経路等を確認し、その周知に努めるとともに、その安全の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

⑤避難の方法

避難に当たっては自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

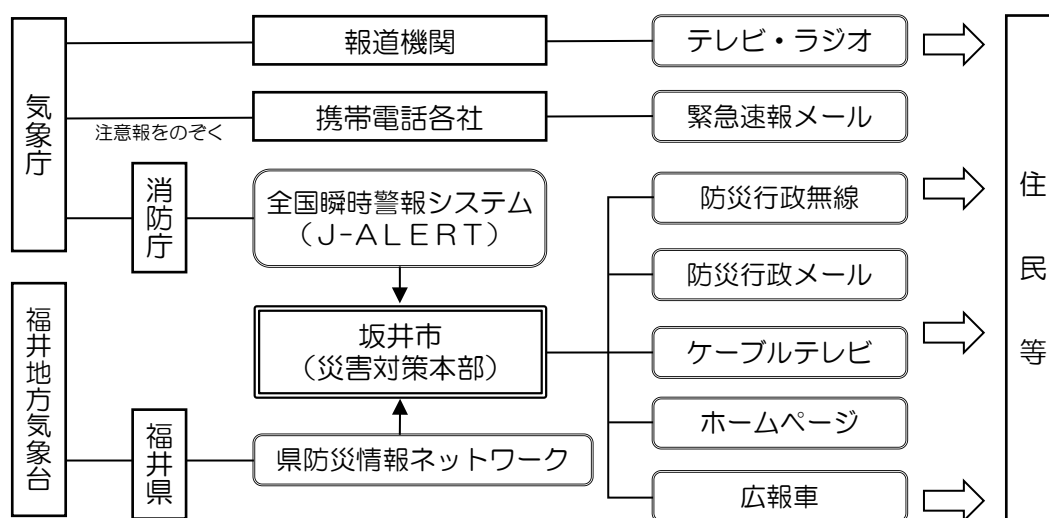
しかし、地域によっては、津波一時避難場所又は指定緊急避難場所まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておくものとする。

避難行動の基本的な考え方は下記のとおりとする。

- ・地震が発生し、防災行政無線による消防サイレンが吹鳴した時は、原則、徒歩で津波一時避難場所や指定緊急避難場所又は近くの高台などを目指す（水平避難）。
- ・避難が困難な場合や逃げ遅れた場合は丈夫な建物の3階以上（津波避難ビルなど）を目指す（垂直避難）。

5. 津波情報等の収集・伝達

津波警報等の津波情報の伝達系統及び伝達方法は、次図のとおりとする。



津波警報等伝達系統図

①情報伝達の留意事項

地震が発生し、津波警報以上が発表された場合には、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により防災行政無線等が自動起動し、伝達を行う。自動起動後は、伝達漏れがないよう、防災行政メール、ケーブルテレビ、ホームページ、広報車等で避難を呼びかける。

②避難指示（緊急）の発令

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難指示（緊急）等の発令については、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による自動起動で防災行政無線が鳴った場合に、発令したものとする。なお、避難指示（緊急）の解除は、次の判断材料を基に総合的な判断により行う。

- ・ 気象台から（津波注意報・津波警報・大津波警報）の解除通知を受けたとき。
- ・ 報道機関の放送等により津波注意報の解除を認知したとき。
- ・ 巡視等で安全を確認できたとき。